

様式第 3 号（第 7 条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 令和 3 年 5 月 26 日（水） 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- 3 開催場所 本庁舎 4 階 中会議室 4
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委 員  
今村一真, 阿久津正晴, 鯉渕宏一, 中村岳広, 水庭清隆
  - (2) 執行機関  
白田敏範, 鈴木和男, 讃井正俊, 赤坂麻理子, 小林正道, 小坂部勝久, 大和田洋, 大高洋平,  
寺門和南, 関谷勇, 島孝夫, 杉山健一, 林忠勝, 川野輪俊光, 高瀬賢一, 柴田英和
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 令和 3 年度入札制度等の改正について（非公開）
  - (2) 格付工種の落札状況について（非公開）
  - (3) 令和 2 年度下期の契約状況について（非公開）
  - (4) 令和 2 年度下期抽出案件審議（9 件）（非公開）
- 6 非公開の理由  
会議の内容に水戸市情報公開条例第 7 条第 3 号アに掲げる不開示情報が含まれるため。
- 7 傍聴人の数 0 人
- 8 会議資料の名称
  - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（9 件）一覧
  - (2) 抽出案件説明書
- 9 発言の内容 ※非公開のため，詳細な内容については省略

意見・質問	説明・回答
<p>[報告事項]</p> <p>1 令和3年度入札制度等の改正について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場代理人について、最大3件まで兼務するケースは増えているのか。また、それにより弊害はあったか。</li> <li>・現場施工の完了の確認について、監督者が現場へ行って確認するのか、あるいは申告制か。</li> <li>・最大3件まで現場代理人を兼務できる制度は、竣工検査待ちの時間を有効につかうためのものであると考えればよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本制度は令和3年4月から施行であるため、実際に3件の兼務を行った事例がないことから、弊害の声は届いていない状態です。</li> <li>・施工業者から工事目的物の写真を添付した完了通知書を頂き、その通知を受けて、市の職員が改めて現場を確認し、設計書等で求めている工事目的物が終わっているかどうか、残工事がいない状態なのかというのを確認するフローになっております。</li> <li>・そうです。その時間を合理的に使うというような趣旨で改正した制度になります。</li> </ul>
<p>2 格付工種の落札状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特段意見なし</li> </ul>	
<p>3 令和2年度下期の契約状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校のLAN整備について、ハードウェアとソフトウェアをセットで競争入札することはないのか。</li> <li>・物品購入したものをLANにつなごうとしたときに、足りないものがでてくるといような問題はないか。</li> <li>・指名競争の工事と委託について、指名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事自体を担う工事業者と、物品の扱い業者が違ってまいりますので、別の入札でその取扱業者が入札を行い、決定する形になっております。</li> <li>・ハードに関しては、そういったことがないよう物品調達の中に必要なものを含めたり、工事の中で充電設備といった必要な設備を教室に備えつけるような形にしております。</li> </ul> <p>また、セッティングをする部分については、セットアップができる業者と業務委託の形で入札を別にしておりまして、大きくはその3つの契約をもってGIGAスクール構想に対応しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸市契約規程の中で有資格請負業者</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<p>業者数と参加者数が分かるようなものは何かあるのか。</p>	<p>の指名業者数を8段階で規定しております。</p>
<p>[抽出案件]</p> <p>1 国田106号線狭あい道路整備工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価方式は年にやらなければいけない件数の決まりはあるか。</li> <li>・今回のケースは、結果的に一番入札金額が低い企業が落札しており、総合評価したことが入札の結果には直接は関係なくなってしまうが、総合評価をすることによって結果が変わっていたら総合評価した意味が出てくるのではないか。</li> <li>・特別簡易型以外の総合評価方式もあるのか。</li> <li>・価格以外の評価結果は、ある時点での評価なのか。それとも、何か実績を積み上げていくものなのか。評価した段階では点数が入っているけれども、工事の段階ではもうその人は辞めているとか、あるいはその反対のようなことはないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課の係ごとに最低1件以上実施するような目標を掲げております。実施実績は、水戸市発注として、大体平均して年に10件から20件の間ぐらいとなっております。</li> <li>・今回は金額が一番安く入札をした方が落札者となっておりますが、この総合評価の落札方式をする上では、技術者の実績も含めて技術評価を行いますので、過去に同様の工事をやった技術者が配置されることによって、品質的に高いものが納品される可能性がある入札にはなっているかと思えます。</li> <li>・水戸市では総合評価方式の入札を4段階で設定しております。実績のみで技術評価を行う特別簡易型の総合評価や、技術配点が1つ多い簡易型というもの、また、その上に標準型と高度技術提案型というものがあり、一番技術配点が高いものと、施工の方法を提案してもらい、それに対して技術評価を行い、金額と合わせて落札者を決定するというような方式です。水戸市で実績があるのは、特別簡易型と簡易型の2方式でございます。</li> <li>・入札の結果を左右する段階の計画で加点するものでございますので、例えば、工事を受注後に若手技術者を配置する場合には、それが加点対象になることはございません。なお、工事の段階で最初に入札参加の条件で付した施工体制や配置技術者と違う場合は、最</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価項目として、災害防止協会など団体への加入があったときに、その団体が平等な加入条件をもっているかという確認はどのようにしているのか。</li> <li>・総合評価方式によると、品質的に高い工事がなされるということが一般的に想定されるが、実際に品質的に高い工事がなされたかどうかの検証はどのようになされているのか。</li> </ul>	<p>最終的に完成したときに工事の評価で減点の対象となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価項目の建設業労働災害防止協会は、企業のほうで望めば、誰でも入れるようなものとなっております。</li> <li>・水戸市では、総合評価で行われた工事とそれ以外の一般競争入札で行われた工事を平均点数などで工種ごとに比較するという事は、今のところ行っておりません。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>2 駅南平和公園トイレ改築工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加要件について、当初公告で営業所の所在区分の条件を水戸市内としているのは、条件が厳し過ぎるのではないか。</li> <li>・入札参加要件の初期の設定のハードルが高すぎると、参加者数が増えず1者の言い値で決まってしまうことはないのか。</li> <li>・再公告の場合、応札者が1者であっても成立するという表現は公告文に入っているのか。</li> <li>・最初の公告のときと再公告のときで同じ方が入札していたのか。</li> <li>・応札する業者側のやりくりがしづらい時期の案件だったということであれば、工事の時期を遅らせる判断はしなかったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似工事と比較しまして、市内に本店の営業所がある会社を対象とすることはあまり厳しい条件というものではなく、通常の入札ですと、応札者などもあるような条件だと思っております。</li> <li>・入札を行うまで受注者には何者参加しているかが分からない状況にありますので、そういった点はないと考えております。</li> <li>・最初の公告の段階で、2者に満たない場合は中止するという文言を公告文に入れており、2回目の再公告の場合には、その文面を抜いた形でお示ししております。</li> <li>・はい。結果として同じ方で行いました。</li> <li>・公告時期を遅らせることができる場合は、繁忙期を避けた時期に公告又は指名などをすることもございますが、今回は、前の公衆トイレを既に解体しており、住民サービスの提供を行うという観点から、すぐに次のトイレを設置する必要があり、繁忙期を避けて次年</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
	<p>度や翌々年度に公告するという選択肢はあまり現実的ではないと判断しました。</p>
<p>[抽出案件]</p> <p>3 水戸市立笠原小学校校舎増築（I期）電気設備工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札調査の聴取内容として、資材購入費の縮減が可能であるという記載があるが、理由がわかればよいのか。それとも資材購入の取引業者の評価まで含まれているのか。</li> <li>・入札者のほとんどが低入札調査の金額になっているが、この理由は考察できるか。</li> <li>・会社実績で、JVの場合には、出資比率20%以上の者に限るという要件があるが、これは法律の中で決まっているのか。</li> <li>・3社JVや2社JVに参加した場合に次回実績につながらないというのは、違和感がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の中で資材購入の取引業者からの見積りを確認し、設計者の考え方、内容等と相違がないか、見積りを改ざんした形跡はないか、入札資格の指名停止をしている会社は下請けができないのでそれに抵触していないか、というところを調査して問題がないことを確認しております。</li> <li>・開札時期の10月は毎年競争が激しい時期に当たります。電気設備工事で6,000万円という予定価格は、水戸市の発注としては結構高額な工事になりますので、技術者の空き状況等と、ある程度そういった技術者を生かして、利益にもつながるような工事だと判断されたからかと思います。</li> <li>・水戸市で定めている参加条件でございます。過去の実績を基に入札参加条件を求めるもので、茨城県や国などを参考に、ある程度主体的に関わった構成員であるという目安を20%以上の出資比率というところで決めております。</li> <li>・受注実績があっても、4社JV、5社JVの最小出資比率では実績にならないという事実はあるものです。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>4 東町運動公園体育館メインアリーナ大型映像装置等設置工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JVにする場合の条件となる金額は工種によって変わるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事に関しては1億2,000万円以上、その他の工事に関しては1億円以上をJVの対象としております。</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1者応札だった理由は何か。</li>   <li>・ 随意契約にしたくなかったため、一般競争入札にしてこのような結果になったということか。</li>   <li>・ 最初から映像装置の設置も込みで計画できなかったのか。</li>   <li>・ 再入札になり、条件を変更しているが、金額が上がったのか。</li>   <li>・ 工事は予定どおり進んでいるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体工事であるアダストリアみとアリーナの工事が終わったばかりで、その瑕疵担保期間に別の業者が構造体の一部を加工して、重量物を取りつけるということのリスクがあり、本体工事を受注したJVの代表構成員である清水建設以外の業者がなかなか参加しづらかったのではないかと考察しております。</li>   <li>・ 本体工事が終わった後に執行する工事のため、随意契約にはあたらないと判断しました。また、構造体に加工をかけるというリスクはありますが、別の会社でもできない工事ではないということを勘案しまして、一般競争入札としました。</li>   <li>・ この映像装置は、体育館完成後にBリーグの会場として実際に使っていく上で、競技団体等から強く要望が寄せられ、映像装置を付加して、テレビ放映などにもある程度映える施設にしているように決まったものですので、当初の水戸市の計画では、そういう設定を考えていなかったということでございます。</li>   <li>・ 今回は、当初から国内の本店としており、地域要件を広げることができないため、設計内容の一部を見直し、その時点での新たな単価などを用いて積算し直したことから、予定価格が若干上がった状態で再公告しております。</li>   <li>・ 資材費のかなりの比率を占めている映像装置が中国で製造されているということもあり、コロナの関係で想定より多少遅れております。また、取り付け工事が入る期間は会場が使えなくなりますが、プレーオフまで進出して、当</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
	<p>初の想定より使用日が増えている状況にありますので、そういったことも影響して少し遅れている状況です。</p>
<p>[抽出案件]</p> <p>5 水戸芸術館 A C M劇場 I T V設備改修工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 者応札だった理由は何か。</li> <li>・ 入札参加資格について、必ずしも水戸市内に営業所がある業者を入札の条件にしなくてもよかったのではないか。</li> <li>・ 資産として取り入れるのではなく、リースやサブスクのような芸術館のホストとして計上するような形でのサービスの導入について議論はあったか。</li> <li>・ 入札参加資格の条件として本店縛りが一般的に使われていることについて、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 芸術館内の A C M劇場，芸術館内，どこの箇所も構造的に特殊なもののため，過去にある程度芸術館の中の設備に関わったことのある会社でないと，着手しづらいような部分もございます。その中で，今回は部分的な設備の交換で，設備を一新する工事にしては少々予定価格が低い 1,300 万円程度の工事ということと，劇場の使用計画に合わせ，限られた工事期間の中で完成させなければならないというような事情も施工条件にございますので，なかなか多数の業者が参加するに至らなかったのではないかと考察しております。</li> <li>・ 使う設備が特殊なものではなく，一般に流通しているものを組み合わせで行うものですので，1,300 万円ほどの金額のうち資材は大体 2 割に満たないぐらいの工事になります。そうすると，市外の方が参加して，この工事に技術者を配置して，利益を上げるというのは難しいかと思っております。</li> <li>・ 今回の I T V設備は，設置したカメラ等からスタッフが劇場内の状況を確認して，進行等を行うような設備でございます。劇場の形などに合わせて常設で設置しないとならない設備のため，リースのような形にはあまり向かない構造のものかと思えます。</li> <li>・ 特に市内の本店だけを参加者の対象とすることについて，条例上，何かに抵</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<p>条文解釈も含めて、今まで必要だということの議論や検討がなされたことはあるか。</p>	<p>触するのではないかとといった議論は、今のところはありません。</p>
<p>[抽出案件]</p> <p>6 令和2年度水戸市橋梁長寿命化修繕計画策定委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業は毎年やっているものか。</li> <li>・土木コンの業者は全体で何者あるのか。</li> <li>・指名業者としてこの12者を選んだ基準は何か。</li> <li>・同じ額で入札している企業が幾つかあるが、この作業は、標準化されているために金額が似通っているものなのか。あるいは、個別に能力が必要なものなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年ではなく、計画期間を定めて定期的にやっているものとなります。</li> <li>・水戸市内の本店だけで40者程度ございます。</li> <li>・橋梁の工事設計に関わる技術者が在籍しているコンサルタント業者から選定しています。</li> <li>・橋梁の長寿命化計画を立てるには、その技術を持った技術者が在籍して、それを担うことが重要になってきます。ただ、各業者が見積を出すにあたっては、民間の積算基準のようなものを参考にして決めておりますので、似た数字が出てきているのではないかと思います。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>7 開江浄水場ろ過池原水弁・表洗弁取替工事(第11号)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道の業務を委託していくような動きはあるのか。</li> <li>・金額が大きい割に1者しか入札がないが、特定の企業しかできないような要件のあるものなのか。</li> <li>・今後、定期的に発生してくるようなもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸市では浄水場や下水道処理場の運転管理の業務委託、上下水道の料金の検針や徴収の業務委託は行っておりますが、水道事業全体を委託するという動きにはなっておりません。</li> <li>・落札したJVに入っている水機テクノスという会社は、今回取り替えをする設備を造った水道機工の子会社で、自社で造った設備のメンテナンスなどを行う会社ですので、なかなかほかの会社は手を出しにくいものだったのかということが予想されます。</li> <li>・前に2つ、今回4つ取り替えておりま</li> </ul>



意見・質問	説明・回答
<p>のなのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最初からほかの業者の参加が見込めていなかったのではないかという見方もできるが、本当に一般競争入札が適しているのか。</li> </ul>	<p>すが、全部で12個ありますので、順次取り替えていく予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水戸市の運用基準の中で、一般競争入札に諮るものについては、その参加条件も含めて、おおむね20者以上が参加できるような参加条件を設定して行うこととなっております。今回は25者の実績があるとみており、参加が可能という判断をしました。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>8 配水管布設替工事(第13工区)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無効は札を入れなかったということか。</li> <li>・公告に「本工事に係る設計業務等の受注者と資本若しくは人事面において関連がないこと」とあるが、このただし書がある理由と、その確認方法について教えてほしい。</li> <li>・設計委託と工事をセットで発注することはできないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の無効は、内訳書の計算のミスや抜けの不備があったものです。</li> <li>・資本関係や人事面での関係がある会社ですと、設計の段階から意図的に設計した会社しか分からないような内容を含んだものを取り入れることも可能ですので、公平な入札を行うために、株式を得ているとか、資本を入れているとか、人事面で役員等が共通しているというような会社を対象外としております。</li> <li>・設計を行う技術者や能力と、工事を行う許可区分や技術者というのは別のものになりますので、専門性を考慮して分けて発注するというのが一般的ですが、場合によっては、設計と施工をパッケージで発注する、DB方式の発注の仕方をするものもございます。それは、設計をする技術者が在籍していて、かつ、工事をするノウハウ、技術者がいる会社を対象になります。</li> </ul>
<p>[抽出案件]</p> <p>9 配水管布設替工事(第98工区)について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約にならざるを得なかった前後</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路工事が終わってから水道管を動か</li> </ul>

意見・質問	説明・回答
<p data-bbox="264 244 762 277">関係について詳しく説明してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="244 580 804 752">・ こういったケースについての対応は、随意契約にほぼほぼ集約されるのか、あるいは、他にもパターンがあるのか。</li> <li data-bbox="244 1247 804 1326">・ 設計金額、予定価格の妥当性をどのように担保しているのか。</li> </ul>	<p data-bbox="863 244 1406 562">すために掘り直すことは、掘り返し規制などの条件があることから、基本的に道路工事の途中で水道管の工事を行い、その工事が終わった後に道路の仕上げをしますので、先に道路工事を行い、水道工事が後という形になっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="842 580 1406 1227">・ 用地買収が先行して終わっているもので、道路の拡幅に際して、水道管等を移設する場合に、車道に埋まっている水道管を歩道に移す必要性があるというような場合は、水道管移設を先に行い、その後に別の入札で道路改良工事が入っていくという随意契約ではないパターンがございます。しかし、今回の現場のように交通規制がかなり難しい場所であったり、拡幅の用地買収と工事のタイミングが一気にやらないと効率的にできないというパターンは、随意契約になってくるものが多いです。</li> <li data-bbox="842 1247 1406 1845">・ 今回の水道管工事については、一般的な工事内容で、公共にある積算基準と単価を用いて積算できるものですので、予定価格としては、もともとの例えば道路改良の受注者が主体的に決めていくというものではございません。また、今回の随意契約は、水道工事と道路改良工事を一つの工事として発注したように積算する経費調整額というものが入っておりますので、単独で設定したものに対して136万4,000円安い金額で契約している形になっております。</li> </ul>